

「東京弁護士会法律事務所インターンシッププロジェクト ～弁護士の仕事をみてみよう!～」開催報告

法曹養成センター 委員長代行 上田 貴之 (67 期)

1 はじめに

この度、当会初の試みとなる「東京弁護士会法律事務所インターンシッププロジェクト～弁護士の仕事をみてみよう!～」を開催した。

本企画は、本年度当会会長の重要な注力分野である法曹養成において、①法曹に関心を持つ大学生に、当会会員の業務に間近で接する機会を提供し、「法曹」の具体的なイメージを持ってもらうこと及び②インターンシップを体験した学生に、職業としての弁護士の魅力を感じてもらう機会を提供し、法曹を志願する人材を増やすこと等を目的に「大学生に、当会会員事務所にて数日間のインターンシップを経験してもらう」ことを内容とするものである。

2 実施にあたって

初の試みであるため、まずは内容や応募資格者を検討することからスタートした。

参加者に良い経験・機会を提供するにはどうすべきか。応募資格をどこまで広げるか。実施時期はいつにすべきか…これらのほかに、通常の事務所でのインターンシップとは違う独自性を加えてほしい等の要望も増える中、“初実施企画”であり、受入会員事務所確保の困難さ等の理由から、まずは応募資格を「(当会が所在する)東京都内の法学部に通う大学2年生から4年生」に決定した。

その上で、当該資格者に想定される法律知識や就業経験の量等から、まずは守秘義務や利益相反等の弁護士倫理、事務所で働く際の最低限のマナーに関する全体ガイダンスを行った後、各事務所でのインターンシップを実施することとした。

また、法律事務所が各々行っているインターンシップとの違いを出すべく、当会法教育委員会へ協力を依頼し、同委員会が提供している「裁判傍聴プログラム」への参加日を設け、また、日本弁護士連合会とも連携し、(一定数以上のグループ・団体でしか申し込まず、学生単独では申し込

めない)日本弁護士連合会法科大学院センターが提供している「弁護士に会ってみよう!」プログラムにも参加できる機会も設けた。

さらに、参加学生同士の繋がりが作れる機会になれば、との思いから、学生が集まる場として懇親会等も設けるとともに、学生の学びを増大するための仕組みとして、参加レポートのフォーマットを提供した上で、作成を必須とし、全プログラム終了後に(漏洩等防止のため、受入会員の確認後)持帰り可能な資料とした。

3 応募状況

これらの準備を行った後、2024年6月中旬に告知を開始し、学生が定期試験前に申し込み切れるよう7月10日を期限(約3週間程度の応募期間)として募集を開始したところ、定員の倍以上の応募が様々な大学の学生からなされた。その結果、最終的には、受入会員事務所も増やし、東京都内の10大学から12名の学生を選出しての開催となった(なお、応募人数比が男性1対女性2であったため、選考結果も当該人数比に従った)。

4 全体ガイダンス(8/16)

以上の準備等の下、まずは8月16日に全体ガイダンスを開催した。当初、弁護士会館で行おうとしていたものの、残念ながら台風7号が関東に最接近する予報が出され、急遽Zoomでのオンラインセミナー形式での開催となったところ、学生からは(台風の影響で仕方なかったが、との断りもありつつ)「初回のガイダンスの時にほかの学生と打ち解ける機会がもっとあれば良かった」との声が出た点は要反省・改善点であった。

5 インターンシップ(8/19～9/6のうち全5日間)、特別企画(8/29)

その後、会員事務所でのインターンシップの実施となる。各学生が一人ずつ、受入に協力いただいた会員事務所に旅立つ本パートが、やはり、学生からは最も好評であった。

インターン実施期間が夏期休庭明けの裁判期日等が少ない期間ということもあり、学生を受け入れていただいた会員方には大変なご苦労をおかけしたものの、法律相談への同席に加え、民事・証人尋問や弁論準備手続への立会い、刑事裁判の傍聴と解説・質疑応答、紛争事案での物件明渡への立会いなど、弁護士でなければ行えない執務での経験のほか、提訴時の訴状、証拠等関係書類の作成(正副控・等と書面を作る)業務、住民票等の職務上請求、“23条照会”申出書提出業務等の、法律事務所特有の事務局業務等を経験した参加学生からは「自分の身近で気づかぬうちに色々な事件が起きていることが印象的でした」「事務員さんがあってこそ成り立つ職業であることが学べた」「笑顔で相談者が帰って行かれるのを見て、私は何もしていないけれど嬉しくなった」等の様々な声が上がった。

その間の8月29日に開催した特別企画では、学生は、朝9時に弁護士会館に集まり、法廷傍聴プログラムに参加した。まず、担当弁護士から基礎知識のレクチャーがあり、弁護士とともに実際の刑事裁判を傍聴。会館に戻って行われた弁護士との質疑応答は、予定時間を超過するほどの盛り上がりを見せた。その後、会長発案企画、かつ、本年度会長が当センター委員長代行経験者ということもあり、会長室にて上田会長とのランチ・質疑応答を行った。午後、前述の「弁護士に会ってみよう!」企画にて、複数の弁護士の働きぶりや活動内容を聞いた後は、ここでも本年度日弁連会長が当会の会員ということから、またも無理を言い、日弁連会長室に訪問させていただいた。



6 懇親会(9/10)

以上の各プログラムを経て、最後に、学生同士の体験を共有する場として懇親会を開催した。「インターンシップを受ける前は、弁護士の仕事は真面目に一人で取り組むという印象が強かったが、人との繋がりを大切に、思いやりをもって仕事に取り組むことが重要であるという点が、自分の中での印象が大きく変わった」「法曹を目指すなら、その中の弁護士という仕事を近くでみるができるから、時間を作って行った方がいいと思う。また、検察や裁判官についても弁護士から聞くことが出来るため、弁護士以外を目指していても行った方がいいと思う」「弁護士の仕事を見させていただいて、勉強に前向きになれた。がんばりたい」「今まで私は裁判官・検察官のどちらかを目指そうと思っていましたが、このインターンを通して弁護士も良いなと将来の選択肢を広げることができました」等の声が学生から多く上がり、本企画は盛況のうちに幕を閉じた。

7 終わりに

短い応募期間の中で応募し、積極的に全プログラムに参加した学生、短い準備期間、開催期間の中でご尽力いただいた会員方及び当会上田智司会長、淵上玲子日本弁護士連合会会長には、改めて感謝を申し上げ、本報告を終えたい。



シンポジウム「自治体における窓口対応についての実態と対策」実施報告

弁護士活動領域拡大推進本部 自治体連携センター 委員 石原 光太郎 (71 期)

2024年10月29日午後2時30分よりクレオBCにて、都内を中心に110名を超す自治体職員等の方々にご参加いただき、本シンポジウムを開催した。

1 基調講義

当会民事介入暴力対策特別委員会の園部洋士委員による基調講義「対応困難者への対応の基礎」では、不当要求（カスハラ）に対して組織的に十分な対策をすることが職員を守るとともにコンプライアンス違反を防止し、組織価値の向上につながるといった、不当要求対応の重要性が指摘された。

窓口対応においては、まず、不当要求か否かの判断について迷う場面が多いことから、判断基準について詳細に講義がなされ、組織として自信をもって対応すること、判断の上ブレ下ブレによるリスクはほとんどないなどの指摘がなされた。

また、対応の心構えとして、相手を納得させたりする必要はなく平行線になれば十分であること、組織的対応や警察等の必要機関と連携することの重要性が指摘された。

さらに、対応の記録化、対応時間を明確に区切る、言動に注意する、即答や約束をしない、「一筆」は書かない、決裁権者には対応させない、機を失せず警察に通報することなど、対応における重要ポイントが指摘された。

最後に、ネット等に公表するとの脅し、会話の打ち切りのためのキーワード等、具体的事例の対応が詳細に講義された。

2 対応困難者への対応の寸劇およびその講評

続いて、当会民事介入暴力対策特別委員会の武藤慶委員、小路雄一委員、白又優理研修員、外山大地委員により、対応困難者への対応の寸劇およびその講評が行われ、生活保護費の過少支給に対する不当要求対応を題材に、悪い例と良い例の寸劇とその講評がなされた。

自らの主張を押し通そうとする不当要求者に対し、具体



的にどのタイミングでどのような対応をとるべきか、非常に理解が深まる内容であった。

3 パネルディスカッション

続いて、元東京都訟務担当課長の榎本洋一弁護士（第一東京弁護士会）、青梅市非常勤職員の中澤さゆり弁護士（第二東京弁護士会）、当会民事介入暴力対策特別委員会の高橋良裕副委員長、元八千代市職員、元千葉県職員である当センターの轟直也研修員をパネリストに迎え、当センターの澤村暁委員のコーディネートで、自治体の実情についてパネルディスカッションが行われ、①不当要求の判断基準、②時間を区切れない場合の対応、③録画等を要求された場合の対応、④SNS等にアップすると言われた場合の対応について、自治体経験等の豊富な各パネラーから、実務上の留意点等が議論され、参加者からも質問がされるなど充実したパネルディスカッションとなった。

4 まとめ

以上のとおり、自治体にとって対応に悩むカスハラがテーマだったこともあり、盛況のうち充実したシンポジウムが開催され、多くの参加者から高い評価を得ることができた。このような企画を契機として、弁護士会として自治体に有益な情報を適時に提供するとともに、今後、自治体法務に関し、自治体関係者と弁護士会との連携がより強化されることが期待される。

第 39 回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

副会長 二瓶 茂 (44 期)

当会は、人権賞選考委員会の答申に基づき 2024 年度の人権賞受賞者を決定し、昨年 12 月 6 日に司法記者クラブで発表した。受賞式は 2025 年 1 月 17 日の当会新年式で行われる。受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎袴田 ひで子

袴田ひで子氏は、1966 年に発生した袴田事件で強盗殺人放火事件の犯人として逮捕・起訴され、死刑判決が確定した袴田巖氏の実姉である。ひで子氏は、弟の無実を信じて半世紀以上にわたり救済活動を継続し、事件から 58 年後の 2024 年に再審での無罪判決を勝ち取った。

ひで子氏の粘り強く力強い活動は、弁護士、支援者さらにはマスコミをも動かし、冤罪に苦しむ人達にとって大き

な支えとなってきた。

ひで子氏は、2014 年に巖氏が釈放された後は、活動の幅をさらに広げてきた。たとえば、他の冤罪被害者と交流し、冤罪撲滅に向けた活動や死刑廃止を訴える活動をしたり、各種団体が主催する市民フォーラム、学生を対象とした勉強会、市民交流会、研修会において講演したり、テレビ番組へ出演し、書籍を出版するなど、その活動は多岐にわたる。

また、近年は日本弁護士連合会主催のイベントや超党派の国会議員連盟等で、再審法改正に向けた活動も積極的に行うなど、活動の場を広げている。

以上の諸活動は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。